

消費税の届出書等について

事業者は、消費税法に規定されている各種届出の要件に該当する事由が生じた場合又は各種特例等の適用を受けようとする場合には、その旨を記載した届出書等を提出しなければなりません。

このパンフレットでは、消費税に関する主な届出書等の内容や提出時期、提出に当たっての注意点等を説明しています。

提出が必要な届出書・申請書

【納税義務関係】

ページ

- | | | |
|---|---|---|
| ① | (基準期間又は特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合)
消費税課税事業者届出書 | 3 |
| ② | (基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合)
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 | 5 |
| ③ | (消費税の課税事業者を選択する場合)
消費税課税事業者選択届出書 | 5 |
| | (消費税の課税事業者の選択をやめる場合)
消費税課税事業者選択不適用届出書 | 5 |
| ④ | (新規に設立した法人の事業年度開始の日における資本金の額等が1,000万円以上である場合)
消費税の新設法人に該当する旨の届出書【法人のみ】 | 6 |
| ⑤ | (新規に設立した法人が事業年度開始の日において特定新規設立法人に該当する場合)
消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書【法人のみ】 | 6 |

【簡易課税・異動・中間申告・期間特例・期限延長関係】

ページ

- | | | |
|---|---|----|
| ⑥ | (消費税の簡易課税制度を選択する場合)
消費税簡易課税制度選択届出書 | 7 |
| | (消費税の簡易課税制度の選択をやめる場合)
消費税簡易課税制度選択不適用届出書 | 8 |
| ⑦ | (法人の納税地等に異動があった場合)
法人の消費税異動届出書【法人のみ】 | 8 |
| ⑧ | (任意の中間申告書を提出する場合)
任意の中間申告書を提出する旨の届出書 | 8 |
| | (任意の中間申告書の提出をやめる場合)
任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書 | 8 |
| ⑨ | (消費税の課税期間を短縮・変更する場合)
消費税課税期間特例選択・変更届出書 | 9 |
| | (消費税の課税期間の短縮をやめる場合)
消費税課税期間特例選択不適用届出書 | 9 |
| ⑩ | (法人が消費税の申告期限を延長する場合)
消費税申告期限延長届出書【法人のみ】 | 10 |
| | (法人が消費税の申告期限の延長をやめる場合)
消費税申告期限延長不適用届出書【法人のみ】 | 10 |

⑪	(やむを得ない事情により消費税課税事業者選択(不適用)届出書を提出できなかった場合) 消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書	11
⑫	(やむを得ない事情により消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書を提出できなかった場合) 消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書	11
⑬	(災害等により消費税簡易課税制度の選択(不適用)を受けることが必要となった場合) 災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書	11

提出が必要な届出書・申請書【インボイス制度関係】

インボイス制度の下では、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、「適格請求書発行事業者」(以下「インボイス発行事業者」といいます。)が交付する「適格請求書」(以下「インボイス」といいます。)などの請求書等の保存が必要となります。

売手がインボイスを交付するためには、所轄税務署長から「インボイス発行事業者」の登録を受けることが必要です。

【登録に当たっての留意事項】

- ・ 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- ・ 課税事業者であっても、自動的に登録されるわけではなく、登録申請手続が必要です。
- ・ インボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「[インボイス発行事業者登録申請手続](#)」をご確認ください。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。

特設サイトでは、インボイス制度について解説した動画やインボイス制度に関するQ&Aなどを随時掲載しています。



【インボイス制度関係】

⑭	(インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合) 適格請求書発行事業者の登録申請書	12
	(インボイス発行事業者の登録をやめようとする場合) 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書	13
⑮	(国税庁ホームページでの公表事項を追加又は変更しようとする場合) 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書	14
⑯	(適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合) 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書	14

納税義務等の特例

注意	調整対象固定資産を取得した場合は	15
注意	高額特定資産を取得等した場合は	15・16
注意	高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合は	17

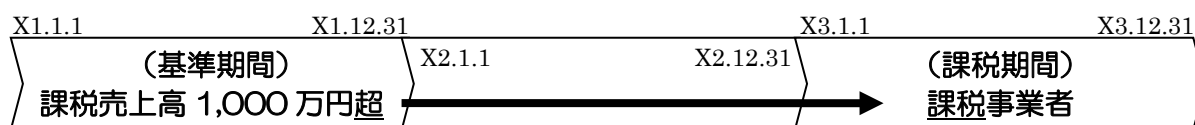
① 消費税課税事業者届出書

提出
時期

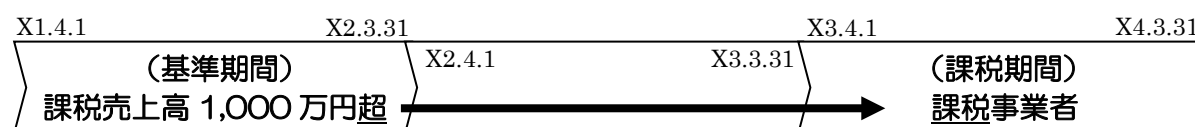
事由が生じた場合、速やかに

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となり、「[消費税課税事業者届出書\(基準期間用\)](#)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。なお、既にこの届出書を提出している事業者は、引き続き課税事業者である限り、再度提出する必要はありません。また、「[③消費税課税事業者選択届出書](#)」を提出している事業者や、インボイス発行事業者の登録を受けている事業者については、この届出書を提出する必要はありません。

○ 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



○ 法人（3月末決算）の場合の基準期間と課税期間



- * **基準期間とは**、個人事業者についてはその年の前々年、法人については、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。
- * **課税期間とは**、納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間であり、原則として、個人事業者は暦年（1月1日から12月31日まで）、法人は事業年度をいいます。
- * **課税売上高とは**、消費税が課税される取引の売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。）と輸取出引等の免税売上金額の合計額（売上返品等に係る金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）をいいます。基準期間が1年でない法人については、この期間における課税売上高を12月（1年分）に換算します。

（注）基準期間が課税事業者でなかった場合、その基準期間における課税売上高には、消費税が含まれていないので、その基準期間における課税売上高の計算時には税抜き処理を行う必要はありません。

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人は、その課税期間の納税義務が免除されません。この場合、6ページ「[④消費税の新設法人に該当する旨の届出書](#)」の提出が必要です。

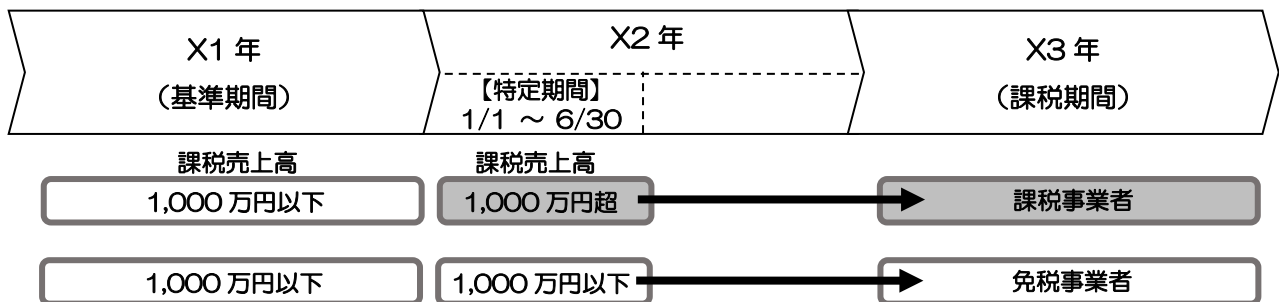
その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます（国外事業者（所得税法に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法に規定する外国法人）については、特定期間における1,000万円の判定を、給与等支払額の合計額により行うことはできません。）。

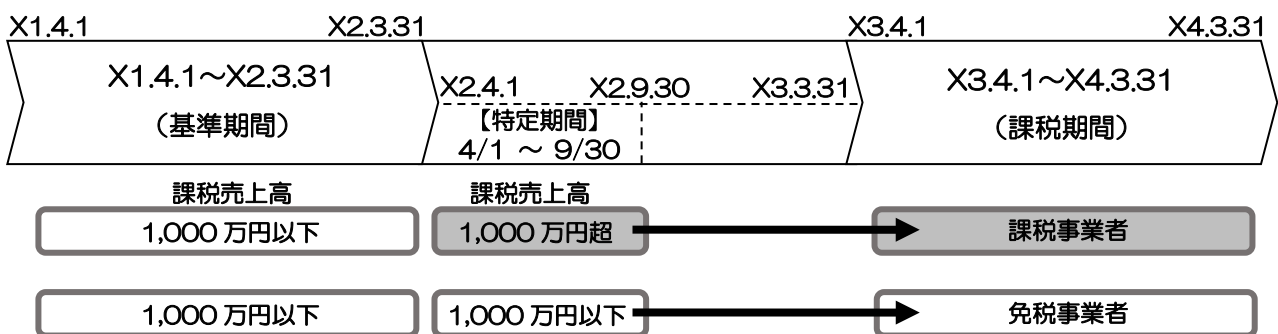
特定期間における課税売上高（又は課税売上高に代えて給与等支払額の合計額）により判定を行った結果、課税事業者に該当することとなった場合には、「[消費税課税事業者届出書\(特定期間用\)](#)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

- * **特定期間とは**、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。
- * **給与等支払額の合計額とは**、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額です（未払給与等は対象となりません。）。

○ 個人事業者の場合の特定期間と課税期間（課税売上高により判定する場合）



○ 法人（3月末決算）の場合の特定期間と課税期間（課税売上高により判定する場合）



② 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その年又はその事業年度（事業年度が1年の法人の場合）における課税売上高が1,000万円以下である場合には、翌々年又は翌々事業年度については納税義務が免除されることとなります。

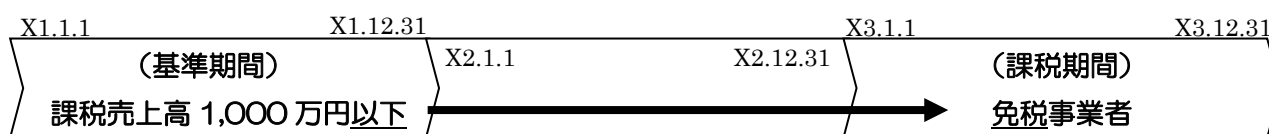
したがって、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合には、「**消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書**」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出していた場合であっても、特定期間における課税売上高等が1,000万円を超えた事業者は原則、課税事業者に該当しますので、「**消費税課税事業者届出書(特定期間用)**」の提出が必要となります。

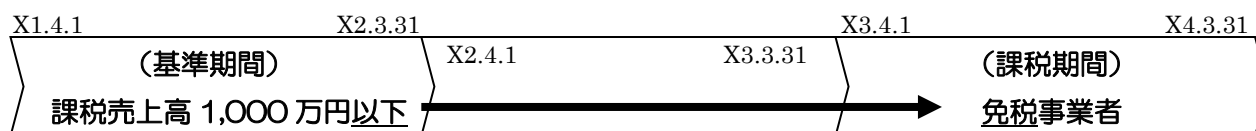
なお、「**③消費税課税事業者選択届出書**」を提出している事業者や、インボイス発行事業者の登録を受けている事業者については、この届出書を提出する必要はありません。

注意 高額特定資産を取得等した場合は…15・16ページ**注意**をご覧ください。

○ 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



○ 法人（3月末決算）の場合の基準期間と課税期間



③ 消費税課税事業者選択届出書

提出
時期

選択しようとする課税期間の
初日の前日まで

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、課税事業者となることを選択しようとする課税期間の初日の前日までに「**消費税課税事業者選択届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、課税事業者となることができます。

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から課税事業者となることができます。

設備投資をする場合や輸出免税売上有る場合など、売上げに係る消費税額より仕入れに係る消費税額が多いときは、免税事業者であっても事前に課税事業者を選択することで、消費税の還付を受けることができます。

課税事業者の選択をやめようとするときは

消費税課税事業者選択不適用届出書

提出
時期

選択をやめようとする課税
期間の初日の前日まで

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択していた事業者が、選択をやめようとする場合、又は事業を廃止した場合に提出します。選択をやめようとする場合、そのやめようとする課税期間の初日の前日までに「**消費税課税事業者選択不適用届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった事業者は、事業を廃止した場合を除き、課税事業者となった日から2年間は、免税事業者となることはできません（課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することはできません。）。

注意 調整対象固定資産などを取得等した場合は…15・16ページ**注意**をご覧ください。

④ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

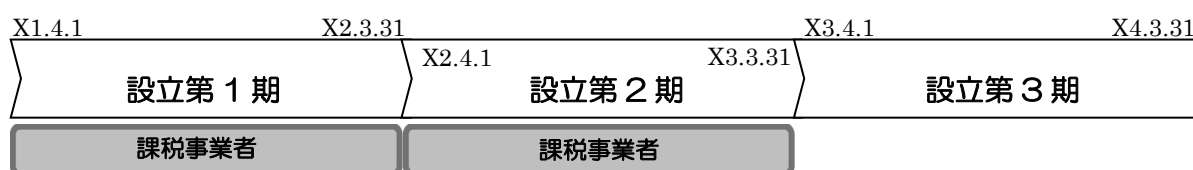
その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（以下「新設法人」といいます。）は、その課税期間の納税義務が免除されません。新設法人に該当する場合は、「[消費税の新設法人に該当する旨の届出書](#)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

なお、「法人設立届出書」の提出時に、その届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載したときは、改めて「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

注意 調整対象固定資産などを取得等した場合は…15・16ページ**注意**をご覧ください。

○ 新設法人の納税義務（事業年度が1年の3月末決算法人）の判定

X1.4.1及びX2.4.1における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の場合



※ 設立第3期以後は基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等で納税義務を判定します。詳しくは3ページ「[①消費税課税事業者届出書](#)」をご覧ください。

* その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に、**国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合**には、当該事業年度は基準期間がないものとみなされるため、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合は、この届出書を提出する必要があります。

⑤ 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）が、次の1及び2のいずれにも該当する場合（特定新規設立法人）は、その課税期間の納税義務が免除されません。この場合、「[消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書](#)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

- 1 その基準期間がない事業年度開始の日において、特定要件に該当すること
- 2 判定対象者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における(1)課税売上高が5億円を超えていること又は(2)売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額が、国外におけるものも含め50億円を超えていること

* **特定要件とは**、他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合等をいいます。

* **判定対象者とは**、特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者をいいます。

* その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に、**国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合**には、当該事業年度は基準期間がないものとみなされるため、当該外国法人が特定新規設立法人に該当する場合は、当該届出書を提出する必要があります。

注意 調整対象固定資産などを取得等した場合は…15・16ページ**注意**をご覧ください。

⑥ 消費税簡易課税制度選択届出書

提出
時期

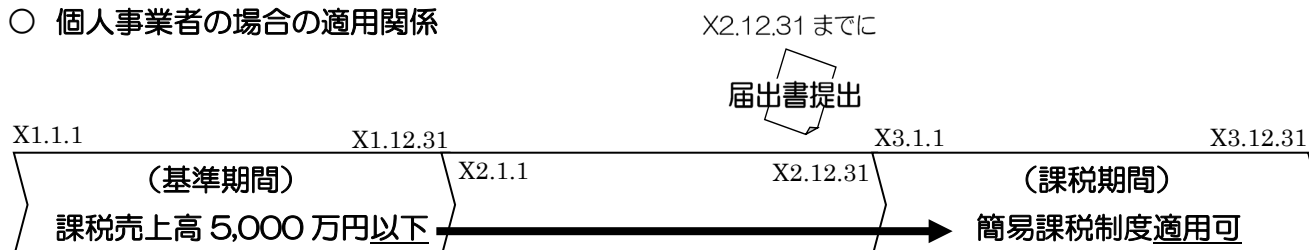
適用を受けようとする課税
期間の初日の前日まで

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。

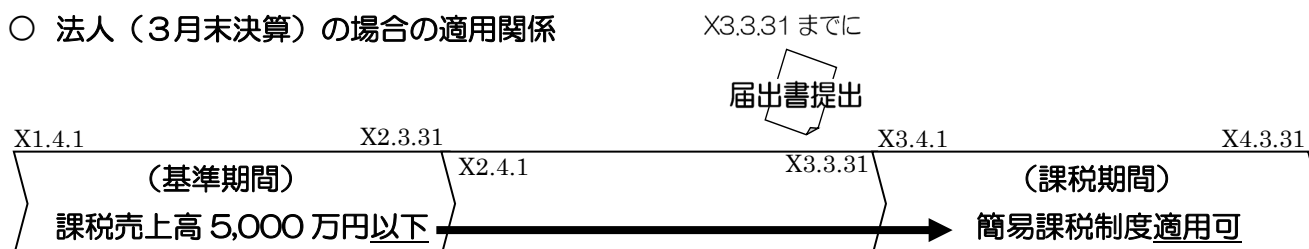
なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

注意 調整対象固定資産などを取得等した場合は…15・16ページ**注意**をご覧ください。

○ 個人事業者の場合の適用関係



○ 法人（3月末決算）の場合の適用関係



- * **簡易課税制度とは**、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。
具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に事業区分ごとに定められた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額が、仕入控除税額となります。
したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。
また、簡易課税制度を適用している場合は、課税売上高から課税仕入れ等に係る消費税額や納付する消費税額を計算することから、仕入税額控除の要件としては、インボイスなどの請求書等の保存は求められていません。
- * 簡易課税制度の適用を選択している事業者は、簡易課税制度を適用しないで仕入控除税額を計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません。
- * 簡易課税制度の適用を選択している事業者が免税事業者となった場合でも、「消費税簡易課税制度選択届出書」は効力を有しています。
したがって、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、再び課税事業者となったときには簡易課税制度を適用して申告を行うこととなります。
- * インボイス発行事業者の登録を受ける事業者（平成28年改正法附則第44条第4項の規定の適用を受ける事業者に限ります。）が「消費税簡易課税制度選択届出書」をインボイス発行事業者の登録を受けた日を含む課税期間中に提出した場合には、この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。
- * 2割特例（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）の適用を受けたインボイス発行事業者が、「消費税簡易課税制度選択届出書」をその適用を受けた課税期間の翌課税期間中に提出した場合には、この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。
- * 課税期間の初日において恒久的施設（PE）を有しない国外事業者は、簡易課税制度の適用を受けることはできません。

簡易課税制度の適用をやめようとするときは

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

提出
時期

適用をやめようとする課税
期間の初日の前日まで

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合、又は事業を廃止した場合に提出します。適用をやめようとする場合、そのやめようとする課税期間の初日の前日までに「**消費税簡易課税制度選択不適用届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、その適用をやめることはできません（適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することはできません。）。

⑦ 法人の消費税異動届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

法人の消費税の納税地等に異動があった場合、「**法人の消費税異動届出書**」を納税地の所轄税務署長（納税地の異動の場合には、異動前の納税地の所轄税務署長）に速やかに提出する必要があります。

ただし、この届出書に定める異動事項について、「異動届出書」を提出した場合には、重ねてこの届出書を提出する必要はありません。

⑧ 任意の中間申告書を提出する旨の届出書

提出
時期

適用を受けようとする6月中間
申告対象期間の末日まで

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）は、「**任意の中間申告書を提出する旨の届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができます。

- * **6月中間申告対象期間とは**、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。
- * 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、消費税の中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。
なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。
- * 中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。

任意の中間申告書の提出をやめようとするときは

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

提出
時期

適用をやめようとする6月中間
申告対象期間の末日まで

任意の中間申告書を提出することとしている事業者が、その提出をやめようとする場合、又は事業を廃止した場合に提出します。適用をやめようとする場合、そのやめようとする6月中間申告対象期間の末日までに「**任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

⑨ 消費税課税期間特例選択・変更届出書

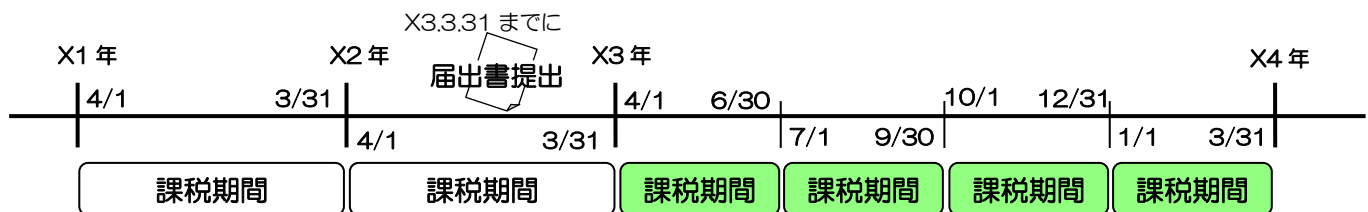
提出
時期

適用を受けようとする課税
期間の初日の前日まで

課税期間は、個人事業者については暦年、法人については事業年度ですが、「[消費税課税期間特例選択・変更届出書](#)」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、3月又は1月ごとに区分した期間に短縮することができます。

課税期間の特例の適用を受けようとする場合には、適用を受けようとする「短縮に係る課税期間（3月又は1月ごとに区分した期間）」の初日の前日までにこの届出書を提出する必要があります。ただし、新規開業等した事業者については、この届出書を提出した日の属する3月又は1月ごとに区分した期間からこの特例の適用を受けることができます。

○（参考）3月末決算法人（事業年度が1年）が、3月特例の課税期間を選択する場合



3月特例を1月特例に、又は1月特例を3月特例に変更する場合も、「[消費税課税期間特例選択・変更届出書](#)」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。この場合の提出時期は、変更しようとする「短縮に係る課税期間」の初日の前日までとなります。

なお、この特例の適用を受けている場合は、事業を廃止した場合を除き、特例の効力が生じた日から2年間継続して適用した後でなければ、他の課税期間の特例に変更することはできません。

課税期間の特例の適用をやめようとするときは

消費税課税期間特例選択不適用届出書

提出
時期

適用をやめようとする課税
期間の初日の前日まで

課税期間の特例の適用をやめようとする場合、又は事業を廃止した場合に提出します。適用をやめようとする場合、そのやめようとする課税期間の初日の前日までに「[消費税課税期間特例選択不適用届出書](#)」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、課税期間の特例の適用を受けた場合は、事業を廃止した場合を除き、特例の効力が生じた日から2年間継続して適用した後でなければ、課税期間の特例の適用をやめることはできません。

なお、年又は事業年度の途中でこの特例の適用を受けることをやめた場合には、その適用しないこととした課税期間の開始日以後、その年の12月31日又はその事業年度の終了する日までが一課税期間となります。

⑩ 消費税申告期限延長届出書

提出
時期

適用を受けようとする事業年度終了の日の属する課税期間の末日まで

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「**消費税申告期限延長届出書**」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することができます。

- * この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。
- * この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」（年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。）の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」（事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。
- * 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- * 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける通算法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する事業年度（その事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその事業年度を含みます。）以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することができます。

申告期限の延長の特例の適用をやめようとするときは

消費税申告期限延長不適用届出書

提出
時期

適用をやめようとする事業年度終了の日の属する課税期間の末日まで

申告期限の延長の特例の適用をやめようとするときは、適用をやめようとする事業年度終了の日の属する課税期間の末日までに「**消費税申告期限延長不適用届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

⑪ **消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**

提出時期 やむを得ない事情がやんだ日から2月以内

やむを得ない事情により、その課税期間開始前に「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」の提出ができなかった場合には、「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」と併せて「**消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**」をやむを得ない事情がやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出し承認を受けることにより、その課税期間の初日の前日に「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から課税事業者の選択をし、又は選択をやめることができます。

* **やむを得ない事情とは**、次の1から4までをいいます（「**⑫消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**」における「やむを得ない事情」も同様です。）。

- 1 震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人的災害で自己の責任によらないものに基因する災害が発生したことにより、消費税課税事業者選択（不適用）届出書又は消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書（以下2及び3において「届出書」といいます。）の提出ができない状況になったと認められる場合
- 2 1に規定する災害に準ずるような状況又はその事業者の責めに帰することができない状態にあることにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合
- 3 その課税期間の末日前おおむね1月以内に相続があったことにより、その相続に係る相続人が新たに届出書を提出できる個人事業者となった場合
- 4 1から3までに準ずる事情がある場合で、税務署長がやむを得ないと認めた場合

⑫ **消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**

提出時期 やむを得ない事情がやんだ日から2月以内

やむを得ない事情（⑪参照）により、その課税期間開始前に「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」の提出ができなかった場合には、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」と併せて「**消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**」をやむを得ない事情がやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出し承認を受けることにより、その課税期間の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から簡易課税制度の選択をし、又は選択をやめることができます。

⑬ **災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**

提出時期 災害等のやむを得ない理由がやんだ日から2月以内

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」と併せて「**災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**」を災害等のやむを得ない理由がやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出し承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間等の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。

* **災害その他やむを得ない理由とは**、次の1から3までをいいます。

- 1 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- 2 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、その他の人為による異常な災害
- 3 1又は2に掲げる災害に準ずる自己の責めに帰さないやむを得ない事実

⑭ 適格請求書発行事業者の登録申請書

提出時期 原則として、提出時期の定めはありません
※ 詳細は下記のとおり

インボイス発行事業者になるためには、登録申請手続が必要です。

登録申請手続は、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」を納税地の所轄税務署長に提出することにより行います。税務署による審査を経て登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

この申請による登録の効力は、通知日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された登録日から生じます。

登録申請は e-Tax をご利用いただくと手続がスムーズです。郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「**インボイス発行事業者登録申請手続**」をご覧ください。

- * インボイス発行事業者の登録は課税事業者が受けることができます。
- * 登録を受けなければインボイスを交付できません。
- * 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- * 「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出に当たり、記載漏れ、記載誤り、二重提出（記載誤り等）が見受けられます。これらの記載誤り等がある場合は、審査に通常よりも多くの時間を要することとなりますので、提出前に記載誤り等がないかどうか確認のうえ、ご提出ください。

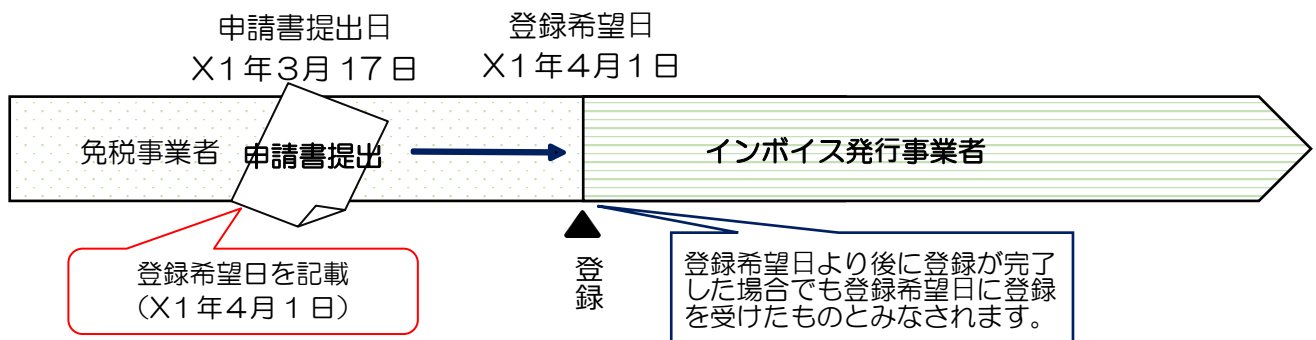
免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受ける場合は・・・

免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受ける場合は、原則として、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、その登録申請書に登録希望日（登録申請書の提出日から15日以後の日で希望する日）を記載することで、登録希望日より後に登録された場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます（登録に係る経過措置）。

この登録に係る経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録開始日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はありません。

- * 登録開始日以後は課税事業者となり、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。

○ X1年4月1日を登録希望日として登録申請手続を行う場合



- * 免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出する必要があります。
- * 登録に係る経過措置の適用を受け登録を受けた場合（令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）は、原則として登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、登録を取りやめたとしても、免税事業者となることはできません。

インボイス発行事業者の登録をやめようとするときは

適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

提出
時期

登録の取消しを求める課税期間の
初日から起算して15日前の日まで

インボイス発行事業者の登録を取りやめる場合には、「[適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書](#)」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

登録の効力は、提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日に失われます。

ただし、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に登録の効力が失われます。

郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

○ 個人事業者や12月決算の法人が、X3年1月1日から登録を取りやめたい場合

X1年12月期	X2年12月期	X3年12月期
インボイス発行事業者 (課税事業者)	インボイス発行事業者 (課税事業者)	インボイス発行事業者でない事業者 (課税事業者又は免税事業者(※))

X3年1月1日から登録を取りやめるには、X2年12月17日までに提出。同日を過ぎてX2年12月31日までに提出した場合は、X4年1月1日から登録の効力が失われます。

登録取消
届出書

※基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等で納税義務を判定

- * 登録に係る経過措置の適用を受け登録を受けた場合（令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）は、原則として登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、登録を取りやめたとしても、免税事業者となることはできません。
- * 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、インボイス発行事業者の登録の効力が失われた後の課税期間について、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるなどの理由により事業者免税点制度の適用を受ける（免税事業者に戻る）ためには、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。

⚠ 事業を廃止した場合の手続について

- * 個人事業者が死亡や事業廃止した場合、法人が清算終了や合併消滅した場合には、「[適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書](#)」の提出は不要です。詳しくは、「[インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類](#)」をご覧ください。



インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類

⑮ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表 (変更) 申出書

提出
時期

公表事項を新たに追加する
又は変更しようとするとき

インボイス発行事業者の公表に当たり、国税庁ホームページでの公表事項について、次のいずれかを希望する場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を納税地の所轄税務署長に提出します。

- ・ 個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧姓（旧氏）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表することを希望する場合（又は変更する場合）
- ・ 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」を公表することを希望する場合（又は変更する場合）
- ・ 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」を公表することを希望する場合（又は変更する場合）

旧姓について、住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、旧姓（氏）での公表をすることができます。既に公表サイトに氏名が公表されている方についても同様の手続により、旧姓（氏）での氏名の公表が可能です。

e-Tax をご利用いただくと手続がスムーズです。郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

⑯ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項 変更届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

インボイス発行事業者の「氏名又は名称」や、「本店又は主たる事務所の所在地」（法人の場合のみ）に変更があった場合には、「[適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書](#)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

e-Tax をご利用いただくと手続がスムーズです。郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

なお、法人が「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、上記届出書の提出は不要となります。

* 個人事業者の氏名について「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧姓（旧氏）」等、「[⑮適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書](#)」の提出により公表している場合の変更は、「[⑮適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書](#)」により行うことが必要です。

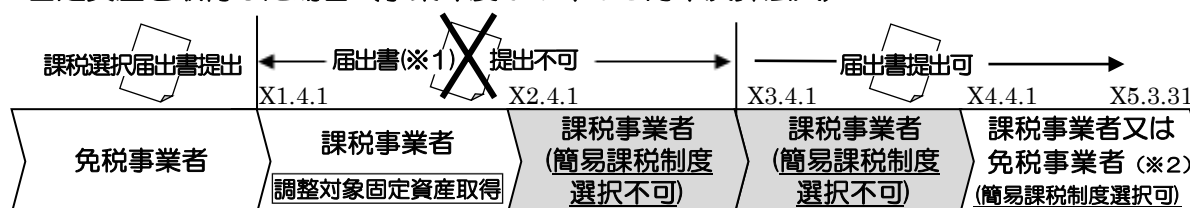
納税義務等の特例

注意 調整対象固定資産を取得した場合は・・・

「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間（又は新設法人若しくは特定新規設立法人が、基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間）（簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間を除きます。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合、調整対象固定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出（当該3年を経過する日の属する課税期間までの期間、免税事業者になること）はできません。また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出はできません。

* **調整対象固定資産とは**、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が100万円以上の建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の資産で棚卸資産以外のものをいいます。

○ X1.4.1以後に課税事業者となることを選択した法人が、課税事業者となった1期目に調整対象固定資産を取得した場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



※1 届出書とは「消費税簡易課税制度選択届出書」及び「消費税課税事業者選択不適用届出書」をいいます。
 ※2 「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出した場合のX5年3月期の納税義務は基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高等で判定します。詳しくは3ページ「[①消費税課税事業者届出書](#)」をご覧ください。

注意 高額特定資産を取得等した場合は・・・

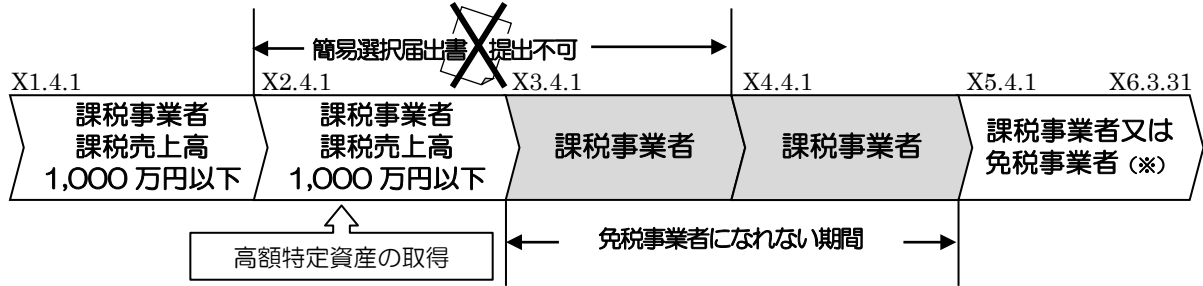
事業者（免税事業者を除きます。）が簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に、高額特定資産の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

なお、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

また、高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合には、「[高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書](#)」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

* **高額特定資産とは**、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

○ 高額特定資産を取得した場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



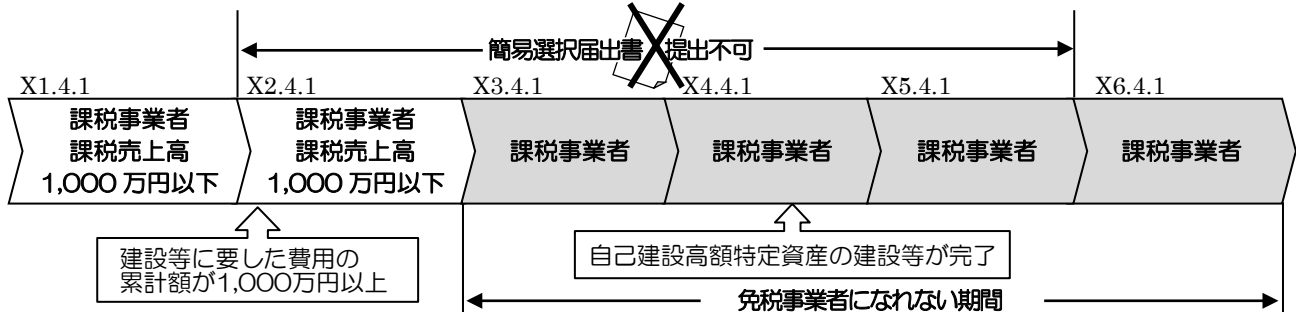
※ X6年3月期の納税義務は、基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等で判定します。詳しくは3ページ「①消費税課税事業者届出書」をご覧ください。

自己建設高額特定資産については、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等の支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

なお、自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の初日から、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

* 自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

○ 自己建設高額特定資産を取得した場合（事業年度が1年の3月末決算法人）

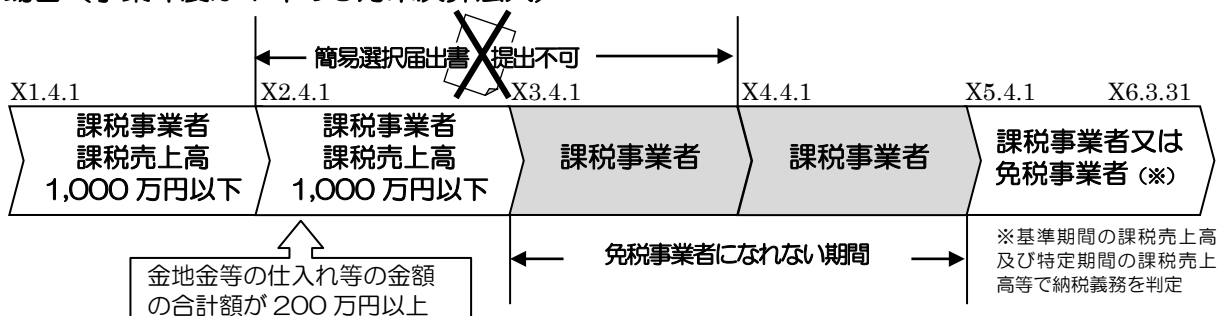


【令和6年4月1日以後に行う課税仕入れ等から適用】

金又は白金の金地金等（以下「金地金等」といいます。）の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜き）が200万円以上である場合には、当該仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

また、当該仕入れ等を行った日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

○ 金地金等の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜き）が200万円以上である場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



注意

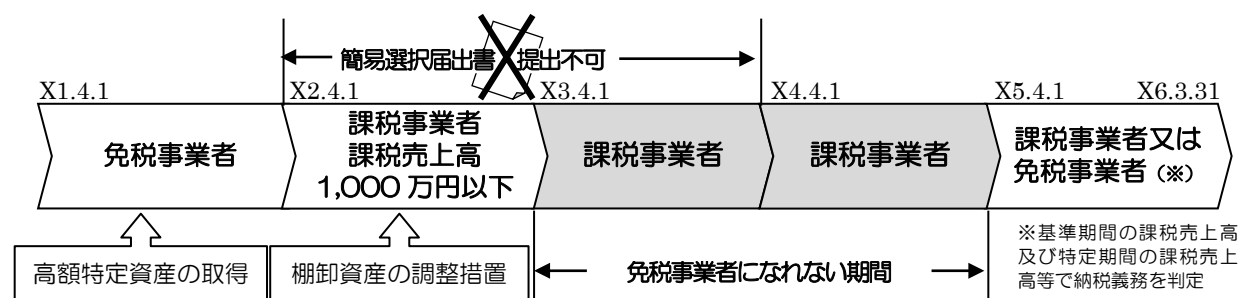
高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合は・・・

事業者が、高額特定資産である棚卸資産等について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定（以下「棚卸資産の調整措置」といいます。）の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者になることができません。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

* **棚卸資産の調整措置とは**、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です。

○ 高額特定資産について棚卸資産の調整措置を受けた場合（事業年度が1年の3月末決算法人）

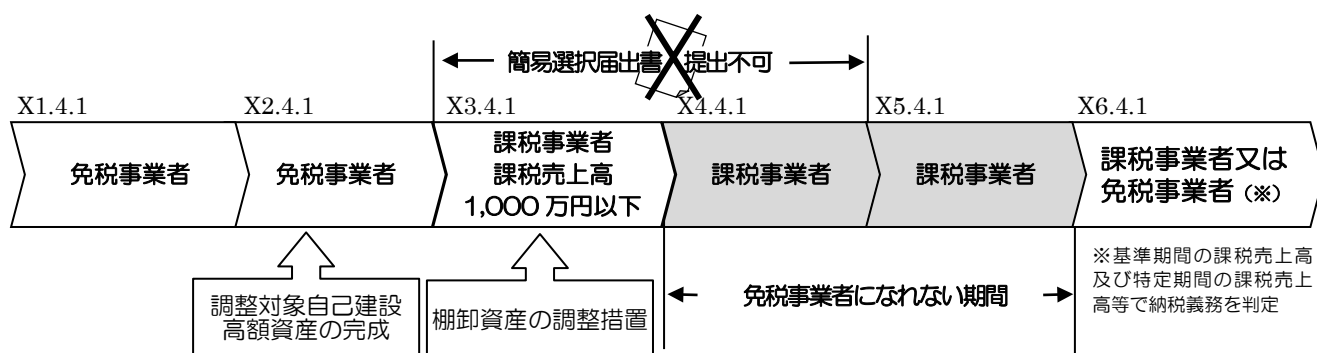


同様に、事業者が、調整対象自己建設高額資産について、棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合にも、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間（その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者になることができません。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

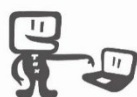
* **調整対象自己建設高額資産とは**、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等した棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

○ 調整対象自己建設高額資産について棚卸資産の調整措置を受けた場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



* 各届出書等の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。なお、各届出書等はe-Taxでも提出することができます（詳細は[e-Taxホームページ](#)へ）。

* さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、[国税庁ホームページ](#)（[税務手続の案内](#)）をご覧ください。左記ダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して、音声案内「1」を選択してください（「電話相談センター」につながります。）。



この社会あなたの税がいきている